

文書番号	訪看-11	運営規定	最新版記号	N
主管部署	訪問看護		ページ数	1/7

# 運 営 規 程

社会福祉法人 青森社会福祉振興団  
みちのく訪問看護ステーション

2025年 06月 01日

文書番号	訪看-11	運営規定	最新版記号	N
主管部署	訪問看護		ページ数	2/7

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人青森社会福祉振興団（以下「法人」という）が開設するみちのく訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護事業（以下「サービス」という）は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を 目指すものでなければいけない。

### (運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉の各機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みちのく訪問看護ステーション
- (2) 所在地 むつ市十二林17番1号

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、指示書に基づき訪問看護が行われるよう主治医との連絡調整及び所属職員の指導監督を行う。
- (2) 訪問看護員 2.5名以上  
訪問看護員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

## 第3章 営業日及び営業時間

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、法人の就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 休業日及び営業時間外でも、利用者の状況等に応じ居宅サービス計画等によりサービス提供する場合がある。また、緊急時には随時対応する。

文書番号	訪看-11	運営規定	最新版記号	N
主管部署	訪問看護		ページ数	3/7

## 第4章 訪問看護の内容

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

## 第5章 利用料その他の費用の額

(介護保険対象者に提供した訪問看護の利用料)

第7条 本事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定受領サービスに該当する場合は、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載した領収書を利用者に対して交付する。

3 サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、法定代理受領サービスの額、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(後期高齢受給者、健康保険対象者に提供した訪問看護の利用料)

第8条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、後期高齢受給対象者である利用者及び、その他の利用者からは、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

2 サービスが2時間を超える場合、次の額を徴収する。

30分当たり500円加算

(その他の費用)

第9条 その他の利用料として、次の額を徴収する。

(1) 営業日以外の訪問看護料

ア 午前8時30分から午後5時30分まで：30分当たり500円加算（但し保険内で夜間・早朝、深夜加算発生する場合を除く）

(2) 訪問看護にタクシー等を利用した場合は実費を徴収する。

(3) 日常生活上必要な物品は実費を徴収する。

(4) 死亡時の処置料は11,000円を徴収する。

(5) 訪問予定日前日15時までに連絡がない場合は、利用料金分のキャンセル料を徴収する。

(6) 通常のサービスの実施地域以外の場合には交通費として、1回2,000円を徴収する。

文書番号	訪看-11	運営規定	最新版記号	N
主管部署	訪問看護		ページ数	4/7

(7) 医療保険、介護保険給付の対象とならない訪問看護サービス利用料  
提供時間 15分 2, 150円

## 第6章 通常の実施地域

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、次のとおりとする。

(1) むつ市、東通村の一部地域

## 第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第12条 利用者が、正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わずに

要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第13条 利用者に対して、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 職員の質的向上を図るための研修の機会を確保する。

(衛生管理等)

第14条 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催をし、その結果について、職員に周知を徹底する。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

(秘密保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、

文書番号	訪看-11	運営規定	最新版記号	N
主管部署	訪問看護		ページ数	5/7

利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第16条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第17条 提供したサービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口設置など、必要な措置を講じる。

2 自ら提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 サービス等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176号第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

**第36条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

文書番号	訪看-11	運営規定	最新版記号	N
主管部署	訪問看護		ページ数	6/7

(会計の区分)

第20条 事業者ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第21条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存する。

(その他)

第22条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人青森社会福祉振興団と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

## 附 則

この規定は、平成10年 4月 1日から施行する。

## 改 定

平成11年	8月	1日	一部改定
平成12年	4月	1日	一部改定
平成12年	5月	1日	一部改定
平成14年	4月	1日	一部改定
平成15年	4月	1日	一部改定
平成16年	4月	1日	一部改定
平成17年	4月	1日	一部改定
平成18年	4月	1日	一部改定
平成19年	4月	1日	一部改定
平成20年	4月	1日	一部改定
平成21年	4月	1日	一部改定
平成22年	4月	1日	一部改定
平成23年	4月	1日	一部改定
平成23年	11月	1日	一部改定
平成24年	4月	1日	一部改定
平成25年	4月	1日	一部改定
平成25年	8月	1日	一部改定
平成26年	4月	1日	一部改定
平成27年	4月	1日	一部改定
平成27年	6月	1日	一部改定
平成27年	8月	1日	一部改定
平成28年	4月	1日	一部改定
平成29年	4月	1日	一部改定

文書番号	訪看-11	運営規定	最新版記号	N
主管部署	訪問看護		ページ数	7/7

平成30年	4月	1日	一部改定
平成31年	4月	1日	一部改定
令和2年	4月	1日	一部改定
令和4年	4月	1日	一部改定
令和5年	4月	1日	一部改定
令和5年	10月	1日	一部改定
令和6年	4月	1日	一部改定
令和7年	4月	1日	一部改定
令和7年	6月	1日	一部改定